

岐阜市立精華中学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 名称及び事務所

本会は岐阜市立精華中学校 P T A とよび、事務所を精華中学校におく。

第 2 条 目 的

1. 会員は教育に対する理解を深め、その目的が十分果たされるよう努める。
2. 学校・家庭・地域社会が互いによく協力して、生徒の福祉増進に努める。
3. 学校教育に適切な環境整備をはかり、生徒の校外生活の補導に努める。

第 3 条 方 針

1. 本会は教育を本旨とする民主団体であるため、非営利的・非宗教的・非政治的に行動する。
2. 本会は、会員相互の研修に努め、青少年教育の向上をはかる。
3. 本会は、地区の青少年育成をめざす諸団体と連絡をはかり、生徒の健全育成に努める。
4. 本会は、学校管理や人事には干渉しない。

第 2 章 会 員

第 4 条 会 員

本会の会員は、岐阜市立精華中学校の保護者及び学校職員とする。

第 3 章 役員及び会計監査

第 5 条 役 員

本会に、次の役員をおく。

1. 会 長 1 名 (生徒の保護者)
2. 副会長 若干名 (生徒の保護者)
3. 書 記 若干名 (内 1 名は学校職員)
4. 会 計 若干名 (内 1 名は学校職員)
5. 総 務 若干名 (生徒の保護者)

第 6 条 顧 問

本会には、顧問若干名をおくことができる。

第 7 条 会計監査

本会には、会計監査若干名をおく。

第 8 条 役員の仕事

役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は会を代表し、会務を行う。
2. 副会長は、会長を助け、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は事務を処理し、記録を保管する。
4. 会計は、会計事務を行う。
5. 総務は、その他の会務を行う。

第 9 条 会計監査の仕事

会計監査は、年 1 回以上随時会計の監査を行う。

第 10 条 役員及び会計監査の選出

1. 第 5 条に定める役員、会計監査、地域生活正副委員長は、指名委員会で選出する。
2. 指名委員会で選考を行った役員及び会計監査は、会員への公示を行い承認を得て決定とする。
ただし、指名委員会は、総会において役員及び会計監査を報告し追認を受ける。

第 11 条 指名委員

指名委員は、執行委員代表 (執行委員より 2 名)
学校職員 (1 名)
学年委員会の正副委員長が兼任し、構成する。
指名委員長・副委員長は、執行委員代表が任に着く。

第 12 条 指名委員の仕事

指名委員会は、次の役員を選出する。

1. 会長
2. 副会長
3. 書記
4. 会計
5. 総務
6. 会計監査
7. 地域生活委員長
8. 地域生活副委員長

第 4 章 委 員 会

第 13 条 地域生活委員会

地域生活委員は、各地区の会員中から互選し、地区活動を推進するとともに、地区内の生徒の校外指導及び安全指導に努める。(各地区若干名)

第 14 条 学年委員会

各学級より互選された学級委員 (4 名×クラス数) で構成し、各学年の諸事業を計画推進する。

第 15 条 専門委員会

専門委員は、学級委員及び地域生活委員により構成する。

委員会の任務は次のとおりとする。

1. 成人保健委員会 会員の教養を高め、家庭教育について研究する。生徒の保健対策や学校給食の趣旨に沿い、研究改善と体位・体力の向上に努める。
2. 広報委員会 広報活動にあたるとともに、PTA活動に対する会員の参加と理解を深める活動をする。
3. 地域生活委員会 生徒の校外における、福祉・善導及び安全指導に努める。

第16条 特別専門委員会

必要に応じ特別専門委員会をおくことができる。委員は会長の委嘱とする。

第17条 正副委員長

1. 学年委員会の正副委員長は、委員の互選または役員会の承認を得て会長が委嘱する。
2. 各専門委員会の正副委員長は、委員の互選または役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第18条 執行委員会

役員・委員長及び副委員長をもって構成し、会の企画運営にあたる。

第19条 役員・委員の任期

- 1 役員・委員の任期は1年とする。但し再選をさまたげない。
- 2 役員、委員長、副委員長が任期を全うした場合は、回数に関係なく次年度よりの役員を免除することができる。但し再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第20条 総 会

総会は本会の最高決議機関で、全会員で構成する。

第21条 総会は、年度始めに会長が招集し次の事項を議決する。ただし、執行委員会が必要と認めた場合、または5分の1以上の会員の要請があるときは、臨時総会を会長が招集する。

1. 会務・会計の報告並びに承認
2. 次年度役員及び会計監査の追認
3. 規約その他の承認

2 総会が成立する定足数は、会員の2分の1（代理人及び委任状を含める）とし、総会の決議は出席者の過半数とする。

第22条 書面による臨時総会

会長または執行委員会が必要と認める場合は、書面による臨時総会を招集することができる。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。

第23条 役員会・執行委員会

会長は、役員会・執行委員会を招集することができる。

第24条 委員総会

委員総会は、役員・委員長及び各委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

第25条 各委員会

会長及び各委員長は、それぞれの委員会を招集することができる。

第 6 章 会 計

第26条 経 費

本会の経費は、会費及び寄付金で支弁する。

第27条 会 計

本会の会計は、月額500円とする。

第28条 会計年度

会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第 7 章 付 則

第29条 規約改正

本会の規約は、総会の承認によって改正することができる。

この会則は、平成14年5月11日より実施する。

この会則は、平成16年5月14日より実施する。

この会則は、平成21年5月 1日より実施する。

この会則は、平成23年5月 6日より実施する。

この会則は、平成27年5月 9日より実施する。

この会則は、平成28年5月14日より実施する。

この会則は、平成28年5月14日より実施する。

この会則は、令和元年5月11日より実施する。

この会則は、令和5年6月3日より実施する。